

## アクセシビリティ基本方針の策定(第2次案)

## 1. アクセシビリティ基本方針の位置づけと活用方法

- ホームページやウェブシステムの提供・制作・運営におけるアクセシビリティ配慮の基本的な方針を定めるもの。
- ホームページ上で公開し、庁内だけでなく一般にも広く周知し、理解を求める。

## 2. 策定の意義

- 地方公共団体、利用者の双方にとって、地方公共団体が目指しているホームページの方向性や取り組み姿勢を知る拠り所となる。

地方公共団体	調達・運用における配慮目標(対象やレベル、スケジュールなど)の設定、仕様検討の拠り所となる 利用者に対し方針を示すことで、利用上の安心感を与えることができる。また、イメージの向上を期待できる。
利用者	どのような配慮を持って、ホームページが提供されているかを知ることが出来る

## 3. 基本方針策定の考え方

内容	各地方公共団体の情報提供に関する考え方や、制作体制、配慮の実現可能性に応じて、率直な方針を記載する(実現性や根拠が希薄な方針は記載しない)。地方公共団体の独自の考え方や取り組み方針がある場合は、それらを明記する。
情報量	庁内に周知すること、ホームページ上で公開することを前提に、方針をわかりやすく簡潔に示す。 従って、具体的な制作要件や、実施計画等とは分けて作成されることが望ましい。
構成	方針策定の根拠として参照する規格や指針について明記する(日本工業規格・JIS X 8341-3、総務省公共サイトバリアフリー運用モデル等)。 特に、日本工業規格・JIS X 8341-3については必ず参照した上で、4章～6章を念頭に以下の内容について方針をごく簡潔に示す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 配慮の対象や想定する利用者など(4章の4.2、4.3に相当)</li> <li>• 制作要件への対応(5章に相当)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全般的要件への対応(6章に相当)</li> </ul> <p>なお、上記について独自の考え方や取り組み方針がある場合は、それらを明記する。</p> <p>各地方公共団体で、総務省公共サイトバリアフリー運用モデルによる「目標・実施計画」の策定や、「アクセシビリティ検討(基本検討/詳細検討)」を行った場合、独自の「情報化推進計画等」等の関連計画、ガイドライン等がある場合、それらがホームページ上で公開されていれば、リンクを設置し、利用者が必要に応じて参照できるようにする。</p>
表現	<p>利用者を含め様々な閲覧者が内容を容易に理解できるよう、一般的でない用語や難しい言い回しを控え、出来るだけ分かりやすい表現とすることが望ましい。</p> <p>「アクセシビリティ」をはじめ一般的でない用語を使用する場合は、注釈などにより解説を行うことが望ましい。</p>

#### 4. 基本方針の例

×××の発信する情報やサービスは、利用したい方誰もが利用できなければなりません。×××では、公式ホームページで提供する情報やサービスを、誰もが支障なく快適に利用いただけるように、以下の方針で制作し運用しています。

##### 規格等の尊重

×××の公式ホームページは、障害者・高齢者のホームページの利用に配慮する指針である日本工業規格「JIS X 8341-3」を尊重し、規格の示す要件に従ったできる限りの対応を行います。

また、×××の公式ホームページは、「総務省公共サイトバリアフリー運用モデル」に基づいた企画・制作・運用の管理を行うことで、アクセシビリティの確保・維持・向上を目指しています。

##### 配慮の対象

利用する方の使用環境などに関わらず、ホームページの情報が得られ、サービスを利用できるような配慮に努めます。

特に、障害のある方、年配の方が、身体的な制約などが原因で利用できないということが起きないように、できる限り配慮します。また、×××に多数在住する×××語圏出身の方々に情報が伝わらないということが無いよう努めます。

##### 配慮の内容

×××では、障害者・高齢者のホームページの利用に配慮するための日本工業規格「JIS X 8341-3」、「総務省公共サイトバリアフリー運用モデル」に基づき、配慮を推進するための実施計画

を策定し、制作する際のルールと運用手順を定めています。

この実施計画では、2005 年度中に「総務省公共サイトバリアフリー運用モデル」の示すレベル1に対応すること、また 2007 年度までに管理の諸体制を整備するとともにレベル2に対応することを目指しています。

また、実際に様々な利用者の方に定期的にサイトの評価に協力いただき、その内容を日々の制作や新しいホームページづくりに活かしています。

\* アクセシビリティ検討の結果

\* アクセシビリティ配慮の実施計画

\* 利用者による評価とその反映について

読めない、使えない、使いにくいと感じた場合は

×××公式ホームページを利用して、もしも情報が得られなかったり、操作が出来なかったりした場合はお知らせください。また、ホームページへのご意見・ご要望もぜひお寄せください。

\* 問い合わせ受付ページへ

用語の説明

ウェブアクセシビリティ： ホームページを利用している全ての人が、心身の条件や利用する環境に関係なく、ホームページで提供されている情報や機能に支障なくアクセスし、利用できること。

日本工業規格 JIS X 8341-3： 2004 年 6 月 20 日に制定されたウェブアクセシビリティに関する日本工業規格 (JIS 規格)。正式名称は、JIS X8341-3:2004『高齢者・障害者等配慮設計指針 - 情報機器における機器、ソフトウェア及びサービス - 第三部：ウェブコンテンツ』。